

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目14番21号

初穂商事株式会社

代表取締役社長 齋 藤 悟

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事前に書面により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）5階小ホール
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第64期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hatsuho.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、複数の都道府県に緊急事態宣言が出されるなど経済活動に制約がありましたが、秋頃から感染者数が減少したことにより、景気回復の兆しが見えたものの、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、新設住宅着工戸数や首都圏のマンション総販売戸数においては、持ち直しの動きがみられており、公共投資においては、高水準で底堅く推移いたしました。一方で、世界各国での生産活動の再開やエネルギー価格の上昇を背景として、あらゆる原材料価格が高騰した影響により、建設資材価格も高止まりし、建設需要が圧迫されるなど厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましては、グループ一体経営を標榜し、「内装建材事業」、「エクステリア事業」、「住環境関連事業」の三本の事業セグメントを軸に多角的な事業展開によるグループ成長に取り組んで参りました。昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び長期化により、上半期においては、全国的に建設需要が低調に推移いたしました。秋口からは荷動きが活発化し、物流施設及び店舗関連の出店状況も回復基調が鮮明となり、内装建材事業において、前期比で増収増益となりました。エクステリア事業及び住環境関連事業においても、リフォーム需要の増加や大型工事案件の受注により、前期比で増収増益となりました。また、初穂商事グループの利益面におきましては、

仕入価格相場に対応した価格改定の影響が想定より順調に進んだことや配送体制の見直し等によるコストの低減が増益に寄与し、営業外収益に保険解約益を計上したことにより、前期比において増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、299億9百万円（前期比2.9%増）、営業利益7億63百万円（前期比49.7%増）、経常利益9億38百万円（前期比49.3%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は5億1百万円（前期比131.7%増）となり、連結グループ経営を開始してから過去最高の売上高と利益を更新いたしました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

事業別の売上状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

事業区分	第63期 (2020年12月期)		第64期 (当連結会計年度) (2021年12月期)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
内装建材事業	13,056	44.9%	13,193	44.1%	1.1%
エクステリア事業	11,824	40.7	12,143	40.6	2.7
住環境関連事業	4,175	14.4	4,573	15.3	9.5
合計	29,056	100.0	29,909	100.0	2.9

(注)エクステリア事業に区分される連結子会社の決算日は9月30日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (2018年12月期)	第 62 期 (2019年12月期)	第 63 期 (2020年12月期)	第 64 期 (2021年12月期)
売上高 (百万円)	—	19,449	29,056	29,909
経常利益 (百万円)	—	477	628	938
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	494	216	501
1株当たり当期純利益	—	301円85銭	132円20銭	306円33銭
純資産 (百万円)	—	7,297	7,472	7,959
総資産 (百万円)	—	20,154	18,068	18,968
1株当たり純資産額	—	3,964円14銭	4,044円39銭	4,300円95銭

- (注) 1. 第62期より連結計算書類を作成しており、第61期以前の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、第62期においては、連結計算書類作成初年度のため期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施したため、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (2018年12月期)	第 62 期 (2019年12月期)	第 63 期 (2020年12月期)	第 64 期 (2021年12月期)
売上高 (百万円)	19,008	19,449	17,233	17,766
経常利益 (百万円)	406	419	235	438
当期純利益 (百万円)	250	270	76	316
1株当たり当期純利益	153円10銭	165円49銭	46円59銭	193円66銭
純資産 (百万円)	6,032	6,224	6,214	6,444
総資産 (百万円)	14,007	14,973	13,822	14,571
1株当たり純資産額	3,684円50銭	3,802円64銭	3,797円15銭	3,937円99銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 当社は、2017年7月1日付で普通株式10株を1株に株式併合、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施したため、第61期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第62期の期首から適用しており、第61期以降の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社アイシン	98百万円	74.8%	エクステリア事業
アイエスライン株式会社	3百万円	74.8% (74.8%)	同上 (株式会社アイシン商品の配送)

(注)議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。

(4) 対処すべき課題

2022年度のおが国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化する中、企業業績や雇用所得環境は最悪期から脱しつつあり、経済活動の制限が緩和される事で、比較的緩やかに景気は回復するものと期待されております。しかしながら、変異ウイルスの感染再拡大の可能性もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、「内装建材事業」、「エクステリア事業」、「住環境関連事業」の三本の事業セグメントを軸に、多角的な事業展開によりグループを成長させていきたいと考えております。

現在、建設資材卸売業に属する当社グループを取り巻く経営環境は、長期的に減少傾向にある国内の建設需要への対応や仕入価格及び物流コストの上昇、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境変化への対応など、様々な対処すべき課題があります。

これらの課題に対処するため、各事業セグメント間の連携を強化し、販売及び物流拠点の相互利用やグループ内の情報資産を共有化することで、グループ全体の効率化・合理化を図って参ります。また、賃金水準の底上げや労務環境を改善する事で、継続的に優秀な人材の維持確保に努める方針でおります。

内装建材事業におきましては、鋼材をはじめとした原材料価格の

高止まりと断続的な値上がりが続くと想定しておりますが、建設需要は回復基調であるため、仕入価格相場に対応した適正な販売価格の維持を徹底する事で、収益力の向上に取り組んで参ります。また、首都圏に次ぐ一大消費地域である関西方面の販売拠点として、2023年中の大阪営業所の開設計画を進めております。

エクステリア事業におきましては、住宅建設の持ち直しやリフォーム需要が堅調に推移しているものの、巣ごもり消費が一巡した事から、販売店向けキャンペーン等の営業活動の強化により需要の徹底した取り込みを図り、主力メーカー商品の販売を強化して参ります。

住環境関連事業におきましては、新規・既存顧客への営業力強化に努め、中部地域における工事案件の受注増加を図ると共に、サステイナブル社会に順応した新商材の拡販を進めて参ります。

当社グループは、グループ全体でのシナジー効果を発揮するため、内装建材事業及びエクステリア事業、並びに住環境関連事業間の双方向的な流通網を強化すると共に、住環境関連事業の組織再編を行い、より効率的な運営体制を構築する方針でおります。また、2022年4月からの東京証券取引所の市場再編に伴う新スタンダード市場に即した、より高いレベルのガバナンス体制を新たに導入して参ります。連結グループとして、中長期的な視点で事業シナジーの最大化に向け、各種経営資源を有効活用していく所存です。

株主の皆様には、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
内装建材事業	軽量鋼製下地材・石膏ボード等の内装工事用資材の販売
エクステリア事業	外構資材・石材等の販売
住環境関連事業	内装・外壁・屋根・板金等の建設工事向けに建築金物等・ALC金具副資材・鉄線・溶接金網・カラー鉄板・太陽光屋根・窯業建材等の販売

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

本 社	名古屋市中区錦二丁目14番21号			
営 業 所	名 港	名 古 屋 市	福 山	広 島 県 福 山 市
	熱 田	名 古 屋 市	北 関 東	埼 玉 県 川 口 市
	北	名 古 屋 市	福 岡	福 岡 県 大 野 城 市
	春日井	愛 知 県 春 日 井 市	長 岡	新 潟 県 長 岡 市
	小 牧	愛 知 県 小 牧 市	岡 山	岡 山 県 岡 山 市
	豊 橋	愛 知 県 豊 川 市	横 浜	神 奈 川 県 横 浜 市
	静 岡	静 岡 県 静 岡 市	千 葉	千 葉 県 千 葉 市
	北 陸	富 山 県 射 水 市	広 島	広 島 県 広 島 市
	四 国	愛 媛 県 松 山 市	東 京	東 京 都 江 戸 川 区
	長 野	長 野 県 長 野 市		

- (注) 1. 北陸営業所は、2022年1月5日付で組織再編に伴い、富山営業所に名称変更いたしました。
 2. 金沢デリバリーセンターは、2022年1月5日付で金沢営業所へ昇格いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ア イ シ ン	大 阪 府 高 槻 市
アイエスライン株式会社	大 阪 府 高 槻 市

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
内装建材事業(名)	154	△1
エクステリア事業(名)	179	7
住環境関連事業(名)	73	—
全社(共通)(名)	18	△3
合計(名)	424	3

(注)「全社(共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	4名減	41.6歳	15.0年

(8) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	642百万円
株式会社三井住友銀行	371百万円
株式会社京都銀行	166百万円
株式会社名古屋銀行	110百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,340,000株
- ② 発行済株式の総数 1,740,330株（自己株式103,745株を含む）
- ③ 株主数 897名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白 百 合 商 事 株 式 会 社	274,298株	16.76%
ハ ツ ホ 共 栄 会	191,380	11.69
斎 藤 悟	170,748	10.43
斎 藤 陽 介	88,056	5.38
初 穂 従 業 員 持 株 会	66,326	4.05
斎 藤 豊	62,146	3.79
斎 藤 信 子	48,710	2.97
角 田 寿 美 恵	41,000	2.50
株 式 会 社 ヤ マ ヒ ロ	32,100	1.96
名 鉄 急 配 株 式 会 社	24,800	1.51

- (注) 1. 当社は、自己株式を103,745株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ハツホ共栄会は、当社の取引先を対象とする持株会であります。
3. 2021年4月16日公表の「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、前事業年度末において筆頭株主であったハツホ共栄会は、ハツホ共栄会会員が株式を引出したことにより、主要株主であった白百合商事株式会社が筆頭株主となっております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	斎藤 悟	株式会社アイシン取締役（非常勤）
専務取締役	志岐 義幸	営業本部長兼西日本地区統括兼株式会社アイシン取締役（非常勤）
取締役	斎藤 豊	総務部長
取締役	伊藤 人勝	中部地区内装・ALC事業統括兼開発事業部長
取締役	月東 達也	中部地区鉄鋼二次製品統括兼小牧営業所長
取締役	渋川 信幸	東日本地区統括兼千葉営業所長
取締役	磯部 隆英	未来工業株式会社社外取締役 （監査等委員） 公認会計士
常勤監査役	伊藤 孔一	
監査役	丹羽 正夫	司法書士（丹羽正夫事務所代表）
監査役	宮寄 良一	弁護士（中綜合法律事務所代表）

- (注) 1. 取締役磯部隆英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役丹羽正夫氏及び監査役宮寄良一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤孔一氏は当社の経理業務を担当したことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役の地位にあるものであり、保険料は当社及び子会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の個人別の固定報酬は、役割と責務に相応しい水準となるよう、在任期間及び貢献等を総合的に勘案して決定するものとしております。

また、役員退職慰労金については、経常利益実績を基準として定められた額を支給する当社退職慰労金規定に基づいております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、会社の業績と株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、役付取締役は、直前3期間の平均経常利益額を基準として業績連動報酬額を決定しております。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等に関する支給はありません。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合に関する方針は定めておりませんが、業績連動報酬とそれ以外の支給割合は概ね10対90としております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期は、基本報酬は月例の固定報酬とし、業績連動報酬等についてはその額を十二等分し、基本報酬と同時に月例の報酬として支払われるものとしております。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長斎藤悟であり、株主総会で決議された報酬総額において、各人の役位、在任期間、会社の業績及び貢献等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退 職 慰 労 金	
取締役 (社外取締役を除く)	92,780	71,597	10,745	10,438	7
監査役 (社外監査役を除く)	15,233	10,581	—	4,652	1
社外取締役	1,320	1,320	—	—	1
社外監査役	2,640	2,640	—	—	2
合 計	111,974	86,138	10,745	15,090	11

- (注) 1. 上表には、2021年3月26日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は直前3期間の平均経常利益であり、その実績は504,300千円であります。当社は、業績連動報酬の支給に当たっては、具体的な目標値は設定しておりませんが、直前3期間の平均経常利益額に基づいて評価しております。
4. 取締役の報酬限度額は、1993年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1993年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
6. 取締役会は、代表取締役斎藤悟氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役が草案を起案した後、常勤監査役が役員報酬算定基準等に沿った内容であることを確認しております。
7. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額を記載しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年3月26日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は880千円であります。なお、支払った役員退職慰労金には、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役丹羽正夫氏は、司法書士 丹羽正夫事務所の代表であります。当社は、司法書士 丹羽正夫事務所とは特別な関係はありません。

監査役宮寄良一氏は、中綜合法律事務所の代表であります。当社は、中綜合法律事務所とは特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役磯部隆英氏は、未来工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は、未来工業株式会社とは特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 磯部隆英	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に出席いたしました。主に、会計の専門家としての幅広い見地から助言・提言を行っており、特に経営計画の策定等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 丹羽正夫	当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会6回のすべてに出席し、法律の専門家としての幅広い見地から、議案の審議等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 宮寄良一	当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会6回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、議案の審議等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務執行全般について、各業務に関する管理規定を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努めております。

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名で構成されております。当社は、監査役制度の強化をコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、社外の視点から取締役の業務執行を監督しております。なお、社外監査役2名は法律専門家であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。

また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画により各営業所の業務実施状況を監査し、異常の早期発見に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書管理規定に従い保管し、常時閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々のリスクに応じた管理規定の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的リスクの対応は、経営管理室が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握管理を行っております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、2ヵ月に1回開催される取締役会のほかに月1回開催される常務会により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。また、社外取締役以外の取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を2ヵ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行っております。

⑤ 株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社に対し、「関係会社管理規定」その他の社内規定を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努めております。また、子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ子会社等の適正な経営管理を行っております。さらに、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役会の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を選任します。その場合の同使用人の任命、解任及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について監査役に報告しております。また、監査役は必要に応じいつでも取締役又は使用人に報告を求めることができる体制を整えております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会のほか重要会議に出席し、取締役の職務の執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の決定内容に基づき、当事業年度の業務を遂行しております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の状況

取締役会は、社外取締役1名を含む7名により構成され当事業年度において8回開催しております。また、毎月1回開催の常務会には、常務取締役以上の取締役が出席し、隔月1回開催の経営会議には、社外取締役以外の取締役が出席し、適時適切な報告を受ける事で、迅速かつ適正な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行の状況

監査役会は当事業年度において6回開催しており、社外監査役2名を含む全監査役が出席しております。取締役会には全監査役が出席し、常務会や経営会議には常勤監査役が出席しております。また、必要に応じて代表取締役との面談や内部監査室からの報告、会計監査人との定期的なミーティングを重ねる事で、密接に連携を図り、取締役の職務執行に係る監視機能を果たしております。

③ 内部監査の状況

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、業務遂行状況やコンプライアンスの状況、リスク管理状況等について監査を実施しており、監査報告会において定期的に役員等へ報告を行っております。

④ 財務報告の信頼性の確保

内部監査室において決算財務報告プロセスの運用状況をモニタリングしており、必要に応じて改善措置を講じております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元は、経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、中長期的視点から経営基盤の確立及び事業展開に備えるための内部留保を勘案し、業績に応じた利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり70円といたしたいと存じます。

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,418,151	流 動 負 債	9,871,873
現金及び預金	5,418,564	支払手形及び買掛金	7,347,257
受取手形及び売掛金	6,002,587	電子記録債務	743,335
電子記録債権	712,219	短期借入金	370,000
商 品	1,187,178	1年内返済予定の長期借入金	487,480
そ の 他	100,774	未払法人税等	332,078
貸倒引当金	△3,171	賞与引当金	112,889
固 定 資 産	5,550,303	そ の 他	478,832
有形固定資産	3,605,719	固 定 負 債	1,136,798
建物及び構築物	700,509	長期借入金	533,403
機械装置及び運搬具	48,167	繰延税金負債	215,382
土 地	2,824,026	役員退職慰労引当金	248,322
そ の 他	33,016	資産除去債務	26,407
無形固定資産	464,583	そ の 他	113,281
顧客関連資産	431,561	負 債 合 計	11,008,671
そ の 他	33,022	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,480,000	株 主 資 本	7,027,481
投資有価証券	95,595	資 本 金	885,134
繰延税金資産	42,225	資 本 剰 余 金	1,316,174
保 険 積 立 金	655,384	利 益 剰 余 金	4,949,951
そ の 他	734,416	自 己 株 式	△123,779
貸倒引当金	△47,622	その他の包括利益累計額	11,393
資 産 合 計	18,968,455	その他有価証券評価差額金	11,393
		非支配株主持分	920,908
		純 資 産 合 計	7,959,783
		負 債 純 資 産 合 計	18,968,455

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,909,632
売上原価		24,918,272
売上総利益		4,991,359
販売費及び一般管理費		4,227,453
営業利益		763,906
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,895	
仕入割引	97,960	
受取賃貸料	14,466	
保険解約益	55,216	
その他の他	21,897	194,435
営業外費用		
支払利息	4,492	
売上割引	12,661	
賃貸費用	1,094	
その他の他	1,711	19,958
経常利益		938,383
税金等調整前当期純利益		938,383
法人税、住民税及び事業税	430,722	
法人税等調整額	△93,627	337,094
当期純利益		601,288
非支配株主に帰属する当期純利益		99,925
親会社株主に帰属する当期純利益		501,363

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年1月1日から
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	885,134	1,316,174	4,538,607	△123,553	6,616,363
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△90,019		△90,019
親会社株主に帰属する 当期純利益			501,363		501,363
自己株式の取得				△226	△226
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	411,344	△226	411,117
当連結会計年度末残高	885,134	1,316,174	4,949,951	△123,779	7,027,481

	その他の包括利益 累 計 額		非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,150	3,150	853,353	7,472,867
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△90,019
親会社株主に帰属する 当期純利益				501,363
自己株式の取得				△226
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	8,243	8,243	67,554	75,798
当連結会計年度変動額合計	8,243	8,243	67,554	486,916
当連結会計年度末残高	11,393	11,393	920,908	7,959,783

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社アイシン
アイエスライン株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は9月30日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、9月30日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～38年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ 顧客関連資産 効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約益」は6,408千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産	431,561千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

顧客関連資産の価値は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。将来キャッシュ・フローは株式会社アイシンの株式を追加取得し子会社化した際の事業計画をもとに、既存顧客から生み出すことが期待される将来収益に一定の顧客減少率等を考慮したものです。また、当社グループは、顧客関連資産に関してその効果の及ぶ期間を10年と見積り、均等償却しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りの算定に用いた主要な仮定は、取締役会で承認された翌連結会計年度の事業計画及び将来の不確実性を反映した既存顧客の減少率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、見積りの前提や仮定に重要な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、顧客関連資産の減損損失が計上される可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済や企業活動に広範な影響が生じており、今後の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは、現時点では極めて困難な状況であります。

当社グループでは、当連結会計年度末時点において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が2022年12月期中に概ね収束するものと仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをおこなった結果、当連結会計年度末における会計上の見積りに与える重要な影響はないものと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が長期化した場合や、その経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の当社グループの財政状況、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	9,174千円
土地	164,138千円
その他	9,000千円
計	182,312千円

上記の物件は、短期借入金100,000千円の担保に供しております。

なお、担保に供している資産のうち、建物及び構築物0千円、土地72,761千円、その他9,000千円については、対応する債務はありません。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	2,239,036千円
投資その他の資産	22,795千円

(3) 連結会計年度末日満期手形等の処理について

連結会計年度末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形及び売掛金	150,900千円
電子記録債権	31,759千円
支払手形及び買掛金	831,511千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	870,165	870,165	—	1,740,330

(注)当社は、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は1,740,330株となっております。

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	51,808	51,937	—	103,745

(注)自己株式の数の増加51,937株は、株式分割による増加51,808株、単元未満株式の買取りによる増加129株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年3月26日開催第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 90,019千円
- ・ 1株当たり配当額 110円
- ・ 基準日 2020年12月31日
- ・ 効力発生日 2021年3月29日

(注)当社は、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当額を表示しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年3月29日開催予定の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 114,560千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 70円
- ・ 基準日 2021年12月31日
- ・ 効力発生日 2022年3月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは運転資金や設備資金など、事業活動に必要な資金を銀行借入等により調達しております。また、一時的な余剰資金は流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上で関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのすべてが6ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に必要な流動資金の調達（3ヵ月以内）であり、長期借入金は、長期運転資金、設備投資及びM&Aに係る資金調達（3年以内）であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況を注視しながら、回収懸念のある先には抵当権の設定等により債権保全し、リスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。借入金の変動金利に対して、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用する等、必要に応じて固定化を図りリスクをヘッジする方針です。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務及び借入返済に対する資金調達は、決済資金予定と設備計画を合わせた資金繰計画に基づいて管理しております。決済資金については、手許資金を維持しながら、銀行からの十分な資金調達枠の確保によって対処しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,418,564	5,418,564	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,002,587	6,002,587	—
(3) 電子記録債権	712,219	712,219	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	92,955	92,955	—
資産計	12,226,326	12,226,326	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,347,257	7,347,257	—
(2) 電子記録債務	743,335	743,335	—
(3) 短期借入金	370,000	370,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	487,480	487,869	389
(5) 長期借入金	533,403	530,728	△2,674
負債計	9,481,475	9,479,190	△2,285
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらは元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。但し、変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	
非上場株式	2,640
合計	2,640

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,300円95銭
(2) 1株当たり当期純利益 306円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

当連結会計年度末（2021年12月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務のうち一部は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～31年と見積り、割引率は1.9～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	26,076千円
時の経過による調整額	331千円
期末残高	<u>26,407千円</u>

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,326,646	流動負債	7,492,429
現金及び預金	3,361,716	支払手形	4,309,599
受取手形	1,715,187	買掛金	2,089,870
電子記録債権	590,881	短期借入金	370,000
売掛金	2,499,904	1年内返済予定の長期借入金	262,492
商品	1,092,948	未払金	137,157
貯蔵品	24,151	未払費用	41,717
前払費用	30,631	未払法人税等	112,538
未収入金	6,990	前受金	10,082
その他	6,396	預り金	54,308
貸倒引当金	△2,162	賞与引当金	52,319
固定資産	5,245,163	その他	52,343
有形固定資産	2,296,334	固定負債	634,524
建物	492,882	長期借入金	350,026
構築物	13,876	役員退職慰労引当金	155,320
機械装置	15,311	資産除去債務	26,407
車両運搬具	12,477	その他	102,769
工具器具備品	21,114	負債合計	8,126,953
土地	1,740,673	純資産の部	
無形固定資産	23,217	株主資本	6,438,581
ソフトウェア	15,450	資本金	885,134
電話加入権	7,509	資本剰余金	1,316,174
その他	257	資本準備金	1,316,079
投資その他の資産	2,925,611	その他資本剰余金	95
投資有価証券	57,084	利益剰余金	4,361,051
関係会社株式	2,026,940	利益準備金	125,500
出資金	19,740	その他利益剰余金	4,235,551
繰延税金資産	40,111	別途積立金	2,153,500
投資不動産	131,571	繰越利益剰余金	2,082,051
差入保証金	435,176	自己株式	△123,779
保険積立金	183,566	評価・換算差額等	6,274
その他	77,842	その他有価証券評価差額金	6,274
貸倒引当金	△46,423	純資産合計	6,444,856
資産合計	14,571,810	負債純資産合計	14,571,810

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,766,868
売 上 原 価		14,777,292
売 上 総 利 益		2,989,576
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,745,084
営 業 利 益		244,491
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	116,085	
仕 入 割 引	52,951	
受 取 賃 貸 料	9,911	
保 険 解 約 益	16,280	
そ の 他	12,612	207,841
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,478	
売 上 割 引	7,989	
賃 貸 費 用	1,094	
そ の 他	783	13,345
経 常 利 益		438,987
税 引 前 当 期 純 利 益		438,987
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,616	
法 人 税 等 調 整 額	△13,587	122,028
当 期 純 利 益		316,958

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 余 益 金 計		
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	885,134	1,316,079	95	1,316,174	125,500	1,767	2,153,500	1,853,344	4,134,111	△123,553	6,211,868
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△90,019	△90,019		△90,019
特別償却準備金の取崩						△1,767		1,767	—		—
当期純利益								316,958	316,958		316,958
自己株式の取得										△226	△226
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1,767	—	228,707	226,939	△226	226,713
当期末残高	885,134	1,316,079	95	1,316,174	125,500	—	2,153,500	2,082,051	4,361,051	△123,779	6,438,581

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,984	2,984	6,214,853
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△90,019
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			316,958
自己株式の取得			△226
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,290	3,290	3,290
事業年度中の変動額合計	3,290	3,290	230,003
当期末残高	6,274	6,274	6,444,856

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～38年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 追加情報

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用しておりますが、記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響に関する注記については、連結計算書類の「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	9,174千円
土地	164,138千円
その他	9,000千円
計	182,312千円

上記の物件は、短期借入金100,000千円の担保に供しております。

なお、担保に供している資産のうち、建物0千円、土地72,761千円、投資不動産9,000千円については、対応する債務はありません。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	1,835,525千円
投資その他の資産	22,795千円

(3) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	1,577千円
--------	---------

(4) 期末日満期手形等の処理について

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	150,900千円
電子記録債権	31,759千円
支払手形	831,511千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	502千円
② 仕入高	20,766千円
③ 営業取引以外の取引高	112,200千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	51,808	51,937	—	103,745

(注) 自己株式の数の増加51,937株は、株式分割による増加51,808株、単元未満株式の買取りによる増加129株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	14,862千円
賞与引当金	16,004千円
役員退職慰労引当金	47,512千円
未払事業税	8,685千円
資産除去債務	9,964千円
長期未払金	1,633千円
商品評価損	7,121千円
減損損失	33,376千円
その他	4,144千円
小計	143,306千円
評価性引当額	△100,377千円
繰延税金資産 合計	42,928千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△51千円
その他有価証券評価差額金	△2,765千円
繰延税金負債 合計	△2,816千円

繰延税金資産の純額 40,111千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈲ユーエス	広島県福山市	3,000	不動産賃貸業	(被所有)直接0.2	事務所・倉庫賃借役員の兼任	賃借料の支払(注1)	11,400	前払費用(注1)	1,045
	白百合商事㈱	名古屋市千種区	10,000	不動産賃貸業	(被所有)直接16.8	事務所・倉庫賃借役員の兼任	賃借料の支払(注1)	11,989	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて金額を決定しております。

2. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,937円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 193円66銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

初穂商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	部	彰	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	原	由	寛	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、初穂商事株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、初穂商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

初穂商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	部	彰	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	原	由	寛	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、初穂商事株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

初 穂 商 事 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	伊	藤	孔	一	Ⓢ
社外監査役	丹	羽	正	夫	Ⓢ
社外監査役	宮	崙	良	一	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な視点から経営基盤の確立及び事業展開に備えるための内部留保を勘案し、業績に応じた利益還元を安定的かつ継続的に行い、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は114,560,950円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
<p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第9条（条文省略）</p> <p>（单元未満株式についての権利制限）</p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に定める<u>売渡し</u>を請求する権利 <p>第11条～第16条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第9条（現行どおり）</p> <p>（单元未満株式についての権利制限）</p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に定める<u>買増し</u>を請求する権利 <p>第11条～第16条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内、<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を選定することができる</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意し、<u>監査役がこれに異義を述べない時</u>は、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対して</u>、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意した時は、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第32条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 当社の監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第37条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="201 282 783 427"><u>2</u> 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="201 517 427 551">(監査役会規定)</p> <p data-bbox="201 573 783 779">第<u>38</u>条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p data-bbox="363 869 620 902">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="217 987 464 1021">(会計監査人の任期)</p> <p data-bbox="201 1043 437 1077">第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="217 1167 496 1200">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="201 1223 783 1317">第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="392 1406 592 1440">第7章 計 算</p> <p data-bbox="201 1525 552 1559">第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="842 517 922 551">(削除)</p> <p data-bbox="991 869 1246 902">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="842 987 1090 1021">(会計監査人の任期)</p> <p data-bbox="826 1043 1094 1077">第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="842 1167 1121 1200">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="826 1223 1409 1317">第<u>37</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="1018 1406 1217 1440">第7章 計 算</p> <p data-bbox="826 1525 1209 1559">第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="826 282 884 315">附則</p> <p data-bbox="842 405 1326 439"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="871 465 1414 786"><u>第64回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による現行定款第36条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="842 871 1299 904"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="834 931 1414 1368">1 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="834 1395 1414 1603">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="834 1630 1414 1827">3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	[再任] さいとう 斎藤 悟 (1953年 5月 7日生)	1980年 9月 当社入社 1986年 9月 当社取締役静岡営業所長 1988年 3月 当社常務取締役静岡営業所長 1988年 4月 当社常務取締役名港営業所長 1993年10月 当社常務取締役管理本部長 2001年 3月 当社代表取締役社長（現任） 2019年12月 株式会社アイシン代表取締役会長 2020年12月 株式会社アイシン取締役（非常勤） (重要な兼職の状況) 株式会社アイシン取締役（非常勤）	170,748株
(取締役候補者とした理由) 当社の代表取締役社長として長年にわたり経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	<p>[再任]</p> <p>し き よし ゆき 志 岐 義 幸 (1959年 2月 6日生)</p>	<p>1982年 3月 当社入社 1992年 8月 当社福山営業所長 2001年 3月 当社執行役員西日本地区統括兼 福山営業所長 2005年 3月 当社取締役西日本地区統括兼 福山営業所長 2007年 3月 当社取締役営業本部長兼 西日本地区統括兼福山営業所長 2011年 3月 当社常務取締役営業本部長兼 西日本地区統括兼福山営業所長 2017年 6月 株式会社アイシン監査役 (非常勤) 2019年12月 株式会社アイシン取締役 (非常勤) (現任) 2020年 3月 当社専務取締役営業本部長兼 西日本地区統括 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アイシン取締役 (非常勤)</p>	9,400株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社の専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、営業本部長として当社の営業事項全般に精通していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	<p>[再任]</p> <p>い と う ひ と か つ 伊 藤 人 勝 (1958年 1月 2日生)</p>	<p>1976年 3月 当社入社 2002年 1月 当社豊橋営業所長 2004年 6月 当社名港営業所長 2006年 3月 当社執行役員中部地区統括兼 名港営業所長 2011年 3月 当社取締役中部地区統括 2014年 4月 当社取締役中部地区統括兼 開発事業部長 2017年 3月 当社取締役中部地区内装・ A L C 事業統括兼開発事業部長 (現任)</p>	5,500株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、中部地区統括兼開発事業部長等を歴任しており、現在では中部地区内装・A L C 事業統括兼開発事業部長として職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	[再任] がっとう たつや 月東達也 (1963年 9月17日生)	1984年 9月 当社入社 1993年 7月 当社豊橋営業所長 2008年 4月 当社小牧営業所長 2011年 3月 当社執行役員熱田営業所及び 北営業所統括兼小牧営業所長 2017年 3月 当社取締役中部地区鉄鋼二次製品統括兼 小牧営業所長 (現任)	1,700株
	(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、熱田営業所及び北営業所統括兼小牧営業所長等を歴任し、現在では中部地区鉄鋼二次製品統括兼小牧営業所長として職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	[再任] しづかわ のぶ ゆき 渋川信幸 (1967年 6月13日生)	2009年 4月 当社入社 2010年 5月 当社北関東営業所長 2017年 4月 当社執行役員東日本地区担当兼 北関東営業所長 2017年 6月 当社執行役員東日本地区統括兼 北関東営業所長 2020年 7月 当社執行役員東日本地区統括 2021年 3月 当社取締役東日本地区統括 2021年 4月 当社取締役東日本地区統括兼 千葉営業所長 (現任)	420株
	(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、現在では東日本地区統括兼千葉営業所長として職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	[新任][社外][独立] にわまさ お 丹羽正夫 (1952年 2月24日生)	1986年 1月 丹羽正夫事務所設立 (現任) 1993年 3月 当社社外監査役 (現任)	—
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督や経営への助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、本総会終了後に設置予定の指名報酬委員会における指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丹羽正夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

3. 当社は、丹羽正夫氏との間で社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で社外取締役として、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 丹羽正夫氏は社外取締役候補者であり、かつ、現在当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって29年であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	[再任] さいとう ゆたか 斎藤 豊 (1963年5月14日生)	1993年12月 当社入社 2001年7月 当社内部監査室長 2008年3月 当社監査役 2011年3月 当社取締役総務部長(現任)	62,146株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、当社の管理部門全般に精通しております。 監査等委員会設置会社への移行に鑑み、監査等委員として職務を適切に遂行することができるため、監査等委員である取締役候補者としたしました。		
2	[再任][社外][独立] いそべ たかひで 磯部 隆英 (1953年9月29日生)	1986年3月 公認会計士登録 2001年1月 名古屋中小企業投資育成株式会社入社 2006年6月 同社取締役業務第一部長 2014年6月 未来工業株式会社社外取締役 2015年6月 未来工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 未来工業株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 公認会計士として長年の経験と見識を有していることに加え、投資育成会社で経営に関与した経験による幅広い知見を有しております。監査等委員会設置会社への移行に鑑み、候補者の専門的な経験と見識を取締役会の監査・監督に活かしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏が選任された場合は、本総会終結後に設置予定の指名報酬委員会における指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	[新任][社外][独立] もり み ほ 森 美 穂 (1963年 9月30日生)	1996年 4月 弁護士登録(名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会)) 1996年 4月 那須國宏法律事務所入所 2002年 9月 森美穂法律事務所(現森法律 事務所)開設 代表(現任) 2021年 6月 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 森法律事務所 代表 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 弁護士として豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員会設置会社への移行に鑑み、候補者の専門的な経験と見識を取締役会の監査・監督に活かしていただくことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、本総会終結後に設置予定の指名報酬委員会における指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯部隆英氏及び森美穂氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、磯部隆英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、森美穂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、磯部隆英氏との間で社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で監査等委員である社外取締役として、同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。また、森美穂氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 磯部隆英氏は現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1993年3月25日開催の第35回定時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を定めることとし、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告13ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と変更することを予定しております。

当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役伊藤孔一氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、監査役伊藤孔一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、経常利益実績を基準として定められた額を支給する当社退職慰労金規定に基づいており、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

ふりがな氏名	略歴
いとうこういち伊藤孔一	2011年3月 当社常勤監査役（現任）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図



会場 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター（ウインクあいち） 5階小ホール

交通 JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車

- ・JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

◎お願い 会場には駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関等をご利用願います。